

大和市告示第125号

大和市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用の助成に関する要綱を次のように定める。

令和4年8月25日

大和市長 大 木 哲

大和市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成25年6月14日健発0614第1号厚生労働省健康局長通知「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について(勧告)」に基づくヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項に規定する予防接種(以下「定期接種」という。)の積極的勧奨の差控えにより、定期接種の対象年齢を過ぎて当該感染症に係る任意の予防接種(以下「任意接種」という。)を受けた者に対し、その費用の全部又は一部に相当する額を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、当該者が第4条の規定による申請(以下「申請」という。)を行う時点で18歳未満である場合は、当該者の保護者(予防接種法第2条第7項に規定する保護者をいう。)を対象者とする。

- (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、令和4年4月1日現在本市に住民登録があるもの
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していなかった者
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの任意接種を受け、その実費を負担した者
- (4) 助成を受けようとする接種回数分について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の3第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を受けていない者

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者を対象者とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この要綱による助成と趣旨を同じくする助成を他の地方公共団体から受けた者は、対象者としなない。

(助成対象費用及び助成金の額)

第3条 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、前条第1項第3号の実費のうち医療機関に支払った任意接種の接種費用(3回分を限度とする。)とし、任意接種に伴う交通費及び宿泊費、次条第1号に掲げる書類の発行に要した文書料等は対象としなない。

- 2 助成金の額は、助成対象費用に相当する額とする。
- 3 次条ただし書の規定により同条第1号に掲げる書類の提出を省略させた場合の第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項第3号の実費のうち接種を行った医療機関に支払った任意接種の費用」とあるのは、「別表第1に掲げる接種日の属する年度に応じ、同表に定める任意接種費用基準単価」とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、第1号に掲げる書類についてはやむを得ない事情があると認める場合その提出を省略させることができ、第2号に掲げる書類等についてはヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請用証明書の提出をもって当該書類等の提出に代えさせることができる。

- (1) 助成対象費用を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類(原本)
- (2) 助成対象費用に係る接種記録が確認できる親子健康手帳(母子健康手帳)、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等(写し)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期限)

第5条 申請の期限は、令和7年3月31日とする。

(支給決定)

第6条 市長は、申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の支給の適否を決定し、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書又はヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第7条 前条の規定により支給決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、速やかにヒトパピロ

ーマウイルス感染症に係る任意接種費用支給請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(支給決定の取消し等)

第8条 市長は、決定者が対象者の要件を満たさないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があったときは、その支給決定を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(資料収集等)

第10条 市長は、第6条の規定による決定に係る調査のために特に必要があると認めるときは、申請時の同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請が行われた場合については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

接種日の属する年度	任意接種費用基準単価
平成26年度	16,524円
平成27年度	16,524円
平成28年度	16,545円
平成29年度	16,545円
平成30年度	16,545円
令和元年度（4月から9月までに限る。）	16,545円
令和元年度（10月から翌年3月までに限る。）	16,918円
令和2年度	16,918円
令和3年度（4月から9月までに限る。）	16,973円
令和3年度（10月から翌年3月までに限る。）	16,918円

## 別表第2（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請書	第4条
第2号様式	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請用証明書	第4条
第3号様式	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書	第6条
第4号様式	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書	第6条
第5号様式	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給請求書	第7条